

第1次文化財防災対策5か年計画に係る世界文化遺産、国宝・重要文化財（建造物）、又は特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の防災施設・設備の設置工事等における文化財補助金の補助率について

令和8年4月1日
文化庁長官裁定

重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項（令和元年12月13日文化庁長官裁定）において、別に定めるものとしている令和元年9月2日付け元文第793号による依頼に基づく実地調査等（以下「実態調査等」という。）により整備等が必要と判明した世界文化遺産、国宝・重要文化財（建造物）、令和7年2月14日付け国宝・重要文化財建造物の活用状況の調査等により耐震対策が必要と判明した国宝・重要文化財（建造物）、又は令和6年6月5日付け国指定文化財の強靱化の更なる推進に向けた現状調査等により対策が必要と判明した特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の防災施設・設備の設置工事等として行われる場合の補助率は、下記のとおりとする。

記

1. 国宝・重要文化財（建造物）の防火対策

（1）世界文化遺産・国宝（建造物）

実地調査等により整備等が必要と判明した世界文化遺産又は国宝（建造物）の防災施設・設備の設置工事等として行われる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができることとする。

① 調整の要件は以下を前提としたうえで、②の加算を行うことができる。

申請の1年以内に国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドラインに基づく自主点検、防災設備の保守点検、及び国宝・重要文化財（建造物）の特性に対応した防火訓練を定期的実施している場合

② 次のア～オのいずれかに該当する一般的な防火設備より高度な場合には、それぞれ3%の加算を行うことができる。

ア. 火災に早期に対応できる防災設備である場合

イ. 火災に少人数で対応できる防災設備である場合

ウ. 落雷時にも機能する防災設備である場合

エ. 地震時にも機能する防災設備である場合

オ. 高性能型消火器又は文化財の特性に応じた消火器具等である場合

ただし、補助対象経費の85%を上限とする。

（2）3階建以上または大規模木造の重要文化財（建造物）

実地調査等により整備等が必要と判明した3階建以上または大規模木造の重要文化財（建造物）の防災施設・設備の設置工事等として行われる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができることとする。

① 調整の要件は以下を前提としたうえで、②の加算を行うことができる。

申請の1年以内に国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドラインに基づく自主点検及び防災設備の保守点検を定期的実施するとともに、国宝・重要文化財（建造物）の特性に対応した防火訓練を定期的実施している場合

② 次のア～オのいずれかに該当する一般的な防火設備より高度な場合には、それぞれ1%の加算を行うことができる。

ア. 火災に早期に対応できる防災設備である場合

イ. 火災に少人数で対応できる防災設備である場合

ウ. 落雷時にも機能する防災設備である場合

エ. 地震時にも機能する防災設備である場合

オ. 高性能型消火器又は文化財の特性に応じた消火器具等である場合
ただし、補助対象経費の85%を上限とする。

2. 国宝・重要文化財（建造物）の耐震対策

令和7年2月14日付け国宝・重要文化財建造物の活用状況の調査等により耐震対策が必要と判明した国宝・重要文化財（建造物）の耐震対策工事（耐震診断を含む）として行われる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができることとする。

① 調整の要件は以下を前提としたうえで、②の加算を行うことができる。

申請の1年以内に地震に対する対処方針、またはそれに代わる保存活用計画を策定し、当該施設内に地震時の危険性及び避難経路等が明示されており、避難誘導訓練を定期的に行っている場合

② 以下のア～オのすべてに該当する場合には、5%の加算を行うことができる。

ア. 文化財建造物の立地や特性に応じた必要最小限の補強としている場合

イ. 文化財建造物の意匠や空間、部材の保存に配慮した補強としている場合

ウ. 可逆性に配慮した補強としている場合

エ. 文化財建造物の部材と補強材の識別可能性に配慮した補強としている場合

オ. 不特定多数に公開している範囲内の非構造部材や設備・什器類の転倒・落下防止措置がとられる等、安全性を確保している場合

ただし、補助対象経費の85%を上限とする。

3. 特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の水害・老朽化対策

（1）斜面保全

令和6年6月5日付け国指定文化財の強靱化の更なる推進に向けた現状調査等により対策が必要と判明した、史跡等の斜面における保全対策として行われる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができることとする。

① 調整の要件は以下を前提としたうえで、②の加算を行うことができる。

申請の1年以内に保存活用計画・整備基本計画等で、斜面崩落等の現状と課題を踏まえた、保全対策方針・保全方法等を検討し、被災実績等の検証により有効な効果を発揮している保全対策等を実施する場合

② 以下のア～エのすべてに該当する場合には、5%の加算を行うことができる。

ア. 保存活用計画・整備基本計画等での斜面保全方針に基づき、史跡等の特性に応じた斜面保全の対策等を検討している場合

イ. 上記方針に基づき、被災実績等の検証により、有効な効果を発揮する斜面保全の具体的方法等を検討している場合

ウ. 上記計画・方法の検討に当たり、専門的知見を有する有識者による検討を行っている場合

エ. 上記検討等を踏まえ、下記のような効果的な斜面保全対策を実施する場合

・長時間の雨水の浸水による斜面等の崩落を防ぐため、遮水・排水等の機能強化を図る場合

・遺構及び史跡景観等の保全を前提とした資材・施工方法等を用いて、斜面補強等の対策を行う場合

・史跡等の斜面における、樹木が密集・繁茂による倒木や表層土流出のリスクを軽減するため、計画的な樹木伐採等を行う場合

ただし、補助対象経費の85%を上限とする。

（2）石垣保全

令和6年6月5日付け国指定文化財の強靱化の更なる推進に向けた現状調査等により対策が必要と判明した、史跡等の石垣における悉皆調査等及び保全対策として行われる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができることとする。

① 調整の要件は以下を前提としたうえで、②の加算を行うことができる。

申請の1年以内に保存活用計画・整備基本計画等で、石垣の現状と課題を踏まえた、石垣の悉皆調査実施及び保全対策の方針、対策方法等を検討し、石垣の悉皆調査及び保全対策等に着手する場合

② 以下のア～エのすべてに該当する場合には、5%の加算を行うことができる。

ア. 保存活用計画・整備基本計画等での石垣保全方針に基づき、史跡等の特性に応じた石垣保全の対策等を検討している場合

イ. 上記方針に基づき、被災実績等の検証により、有効な効果を発揮する石垣保全の具体的方法等を検討している場合

ウ. 上記計画・方法の検討にあたり、専門的知見を有する有識者による検討を行っている場合

エ. 上記検討等を踏まえ、下記のような効果的な石垣保全対策を実施する場合

- ・長時間の雨水の浸水による石垣等の崩落を防ぐため、遮水・排水等の機能強化を図る場合

- ・遺構及び史跡景観等の保全を前提とした資材・施工方法等を用いて、石垣補強等を行う場合

- ・地震等により石垣が崩落した場合、来訪者被害を防止するための落石防止・離隔措置等の対策を行う場合

- ・上記対策を実施するために必要な、石垣のき損状況・対策箇所等を把握する調査等を計画的に行う場合

ただし、補助対象経費の85%を上限とする。

4. 地方公共団体は、1.～3.における補助金の額を調整するときは、随伴補助を行うことに努めることとする。